

清流長良川あゆパークの指定管理者指定申請に係る審査結果について

平成29年12月22日
岐阜県農政部里川振興課

1 施設の概要

名 称	清流長良川あゆパーク
所 在 地	郡上市白鳥町長滝字下川原420番10
設置目的	広く県民に漁業を体験する場を提供し、その振興及び発展を図るとともに、世界農業遺産「清流長良川の鮎」に関する情報発信を行う。
根拠条例	岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例

2 指定管理者の募集方法

特定者指名

3 指定管理者の募集期間

平成29年10月20日から平成29年11月20日まで

4 申請団体

申 請 団 体 の 名 称	共 同 体 の 構 成 員 の 名 称
郡上市	

5 審査基準

審 査 項 目	配 点
施設管理の基本方針	5
類似施設の管理実績	10
利用者サービスの向上	25
施設の維持管理	5
収支計画	25
組織・体制	10
危機管理	10
地域連携	10
計	100

6 岐阜県指定管理者審査委員会の開催日

平成29年12月14日

7 審査結果

次のとおり指定管理者候補予定者を決定しました。

<指定管理者候補予定者>

申請団体の名称	主な選定理由
郡上市	申請内容が募集要項に定める基準を満たしていると認められるため。

8 指定管理者の指定

県と指定管理者候補予定者との間における細目協議が調った後、県議会の議決を経て、当該指定管理者候補予定者を清流長良川あゆパークの指定管理者に指定する予定です。

<指定期間>

平成30年6月2日から平成35年3月31日まで（4年10か月間）